

当事務所では、原則として、法律相談は面談に限らせていただき、メール、FAX、電話による法律相談を行っておりません。

ただし、これらの手段による法律相談がその性質上、面談による場合に比して不十分である反面、ご相談対応にはより多くの時間と労力を要するために、相談料が割高になる可能性があることをご理解いただいたうえで、来所が著しく困難であるなど特別な事情のある方に限り、以下の要領にて、原則としてメールまたはFAX(以下、まとめて「メール等」といいます)によるご相談をお受けいたします。

#### 1. ご相談の手順

ご相談内容およびご希望の返信先メールアドレスまたはFAX番号を記したメール等を、当事務所宛に送信してください。

原則として、回答のメール等1通ごとにご相談料を申し受けます。よって、できる限り詳しく事情を記していただき、ご質問等は可能な限り1回にまとめてなさってください。

原則として2日以内(土日休日を除く、以下同じ)に、ご相談料の金額および送金先をご連絡いたします。

このとき、上記のメール等を踏まえ、追加でご送信いただきたい資料につきご指示さしあげることがあります。

この連絡が1週間お待ちになってもご確認になれない場合には、ご面倒ですが再度ご連絡ください。

ご入金または必要資料の確認後、原則として3日以内に、回答(何らかの事情で3日以内に回答をすることができない場合には、その旨および見込まれる回答の時期のご連絡)を送信いたします。

1週間お待ちになっても当方からメール等の送信がない場合には、ご面倒ですが再度ご連絡ください。

ご相談内容によって、お電話による回答が適すると考えられる場合には、お電話により回答いたします。その場合にはその旨メール等でご連絡いたし

ますので、電話番号と、ご都合のよい時間帯などをお知らせください。

当方からの回答に対して、さらなるご質問等をメール等によりなされる場合には、原則として、再度 ~ の手順にてご相談または面談のご予約をお取りください。

さらなるご質問等を待たず、当方から、補足ないし訂正のメールを差し上げる場合もあります。その場合には当然ながら、追加のご相談料はいただきません。

## 2 , ご相談料

原則としてメール等による回答 1 通につき、10,500円~31,500円の範囲で、ご相談内容、回答のために要する時間、特別な調査の要否等により、個別に定めます。

(以上)